

東日本大震災で直接被災した皆様へお知らせします。

～東日本大震災被災企業枠のご案内～

(財) 21 あおもり産業総合支援センターでは、東日本大震災で直接被災した中小企業者等の皆様に支援するため、平成23年7月1日より、設備貸与制度に新たに東日本大震災被災企業枠を設け、割賦損料率及びリース料率の無利子化を行うこととしております。

なお、東日本大震災被災企業枠の総額は2億円となっておりますので、ご希望の中小企業の皆様はお早めにお申し込みください。

詳しくは下記担当窓口までお問い合わせください。

制度名	設備貸与制度 東日本大震災被災企業枠				
貸与枠	2億円				
対象企業	東日本大震災で直接被災した中小企業者等が被災して使用できなくなった設備に替わる設備を新たに導入する場合、無利子となる東日本大震災被災企業枠の対象となります。				
貸与限度額	100万円以上6,000万円以内(税込設備金額)				
	割 賦 制 度		リ ー ス 制 度		
利子等 ※ただし、延滞 などが発生 した場合は、 通常どおり の利子等と なります。	保証人2名	保証人1名 (代表者のみ)	年数	保証人2名	保証人1名 (代表者のみ)
	0%	0%	3年 ～ 9年	リース料のうち、 元金相当分のみ徴収	リース料のうち、 元金相当分のみ徴収
償還期間	3年以上9年以内 (据置期間2年以内)		3年以上9年以内 (設備の法定耐用年数に準じる)		
保証金	割賦設備額の10%		なし		

青森市新町二丁目4-1 青森県共同ビル7階

(財) 21 あおもり産業総合支援センター 設備投資課

電話 017-775-3234 (直通) FAX 017-721-2514